

2018年1月16日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について	
食品中の農薬等の残留基準の設定について	・・・・・・ 3
・ジクロルプロップ（暫定基準の見直し）	・・・・・・ 4～9
・フルベンジアミド（適用拡大申請）	・・・・・・ 10～16
・デルタメトリン及びトラロメトリン （暫定基準の見直し・適用拡大申請）	・・・・・・ 17～26
・スペクチノマイシン（暫定基準の見直し）	・・・・・・ 27～30
・デキサメタゾン（暫定基準の見直し）	・・・・・・ 31～33

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ジクロルプロップ （農薬/植物成長調整剤）	暫定基準見直し	農薬： りんご、 日本なし 等	ADI：0.036 mg/kg 体重/日 ARfD：0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 0.5% 幼小児（1～6歳） 1.9% 妊婦 0.5% 高齢者（65歳以上） 0.6% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
フルベンジアミド （農薬/殺虫剤）	適用拡大申請	農薬： とうもろこし、ばれいしょ等	ADI：0.017 mg/kg 体重/日 ARfD： 一般の集団：設定の必要なし 授乳中の女性：0.15 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 43.5% 幼小児（1～6歳） 72.1% 妊婦 38.7% 高齢者（65歳以上） 50.0% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
デルタメトリン及びトラロメトリン （農薬及び動物用医薬品/殺虫剤）	暫定基準見直し ・ 適用拡大申請	農薬： ばれいしょ、たまねぎ等 動物用医薬品： 承認されていない	デルタメトリン及びトラロメトリンのグループとして： ADI：0.0075 mg/kg 体重/日 ARfD：0.01 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 22.5% 幼小児（1～6歳） 40.9% 妊婦 19.9% 高齢者（65歳以上） 24.3% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
スペクチノマイシン （動物用医薬品/抗生物質）	暫定基準見直し	動物用医薬品： 承認されていない	ADI：0.053 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 17.4% 幼小児（1～6歳） 42.7% 妊婦 22.2% 高齢者（65歳以上） 12.9%
デキサメタゾン （動物用医薬品/合成副腎皮質ホルモン）	暫定基準見直し	動物用医薬品： 牛、馬	ADI：0.00001 mg/kg 体重/日	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 17.5% 幼小児（1～6歳） 63.5% 妊婦 22.7% 高齢者（65歳以上） 13.4%

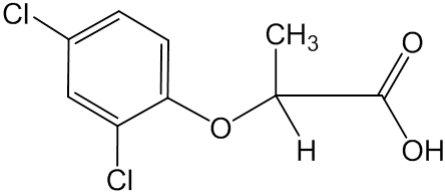
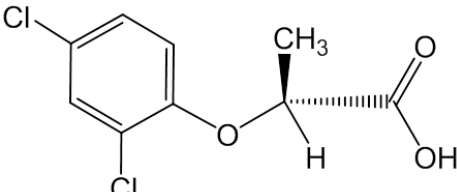
※ADI（一日摂取許容量）とは、人が一生涯にわたって毎日その量を摂り続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重1 kg当たりのmg数で表される。

※ARfD（急性参照用量）とは、人がある物質を短時間（24時間以内）に摂取しても、健康への悪影響がないと推定される摂取量のこと。体重1 kg当たりのmg数で表される。

※TMDI（理論最大一日摂取量）とは、基準値案の濃度まで農薬等が食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日あたりに摂取する農薬等の量。残留基準値のレベルまで農薬が残留している食品は、ほとんど存在しないことから過大な推定となるが簡便に暴露評価が可能であるため、スクリーニング法として用いている。

※EDI（推定一日摂取量）とは、TMDIより実態に則した精密な推定方法で、実際の農畜水産物への残留を調べた試験（残留試験）成績に基づき、農薬等が平均的な濃度で食品に含まれていると仮定して、各食品の平均摂取量を用いて推定した食品から一日あたりに摂取する農薬等の量。

ジクロロプロップ (Dichlorprop)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>ジクロロプロップ (ラセミ体、<i>R</i>体：<i>S</i>体=1：1)</p>  <p>ジクロロプロップ P (<i>R</i>体)</p>
用途	農薬／植物成長調整剤
作用機構	クロロフェノキシ系の植物成長調整剤である。オーキシシン活性によって植物のエチレン生成及びセルラーゼ活性を抑制し、果実の離層形成を遅らせることにより植物成長調整効果を示すと考えられている。
適用作物／使用目的等	りんご／収穫前落果防止 等
我が国の登録状況	農薬：りんご、日本なし等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいてジクロロプロップとして小麦、畜産物等に、EUにおいてジクロロプロップ（ジクロロプロップ P を含む）として小麦、オレンジ等に、豪州及びニュージーランドにおいてジクロロプロップ P としてオレンジ、その他のかんきつ類果実等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.036 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は尿比重減少等） 無毒性量 3.64 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARfD:0.3 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 一般薬理試験（マウス・経口、最小毒性量における毒性所見は自発運動低下等） 最大無作用量 30 mg/kg 体重 安全係数 100</p>

基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ジクロロプロップ（ <i>R</i> 体及び <i>S</i> 体）とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 315 1434 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 315 975 367"></th> <th data-bbox="975 315 1434 367">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 367 975 412">国民全体（1 歳以上）</td> <td data-bbox="975 367 1434 412">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 412 975 456">幼小児（1～6 歳）</td> <td data-bbox="975 412 1434 456">1.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 456 975 501">妊婦</td> <td data-bbox="975 456 1434 501">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 501 975 539">高齢者（65 歳以上）</td> <td data-bbox="975 501 1434 539">0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。 注）基準値案又は作物残留試験における最高残留濃度（HR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	0.5	幼小児（1～6 歳）	1.9	妊婦	0.5	高齢者（65 歳以上）	0.6
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	0.5										
幼小児（1～6 歳）	1.9										
妊婦	0.5										
高齢者（65 歳以上）	0.6										
意見聴取の状況	平成 29 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
どうもろこし		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.05				
キャベツ		0.05				
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす		0.05				
その他のなす科野菜		0.05				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		3				
メロン類果実		3				
まくわうり		3				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		3				
なつみかんの外果皮		10				
なつみかんの果実全体	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン0.01(#)、オレンジ(0.02~0.11(#)(n=7))参照】
レモン	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン、オレンジ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン、オレンジ参照】
グレープフルーツ	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン、オレンジ参照】
ライム	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン、オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	0.2	3		0.2	豪州	【豪州マンダリン、オレンジ参照】
りんご	0.2	3	○			0.014,0.038
日本なし	0.2	3	○			0.012,0.028(\$)
西洋なし	0.2	3	○			(日本なし参照)
マルメロ		3				
びわ		3				
もも		3				
ネクタリン		3				
あんず(アプリコットを含む。)		3				
すもも(プルーンを含む。)		3				
うめ		3				
おうとう(チェリーを含む。)		3				
いちご		3				
ラズベリー		3				
ブラックベリー		3				
ブルーベリー		3				
クランベリー		3				
ハuckleベリー		3				
その他のベリー類果実		3				
ぶどう		3				
かき		3				
バナナ		3				
キウイ		3				
パパイヤ		3				
アボカド		3				
パイナップル		3				
グアバ		3				
マンゴー		3				
パッションフルーツ		3				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なつめやし		3				
その他の果実		3				
ひまわりの種子		3				
ごまの種子		3				
べにばなの種子		3				
綿実		3				
なたね		3				
その他のオイルシード		3				
ぎんなん		3				
くり		3				
ペカン		3				
アーモンド		3				
くるみ		3				
その他のナッツ類		3				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		3				
その他のハーブ		0.05				
ミネラルウォーター類	0.1	0.1		0.1		※

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※WHO飲料水水質ガイドラインのガイドライン値に基づき設定。ガイドライン値とは、WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

ジクロロプロップ

食品名	残留基準値 ppm
なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注)}	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2
りんご 日本なし 西洋なし	0.2 0.2 0.2
ミネラルウォーター類	0.1

今回基準値を設定するジクロロプロップとは、ジクロロプロップ(R体)及びジクロロプロップ(S体)の和をいう。

注)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

フルベンジアミド (Flubendiamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	ヨウ化フタルアミド基を有するジアミド系殺虫剤である。鱗翅目昆虫の筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャンネルに選択的かつ持続的に作用し、カルシウムイオンの細胞質への放出を促進して体収縮症状を引き起こすことにより、殺虫作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	もも／ハマキムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2010 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はレタス、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてカリフラワー、ブルーベリー等に、カナダにおいてかぼちゃ、りんご等に、EU においてセロリ、ぶどう等に、豪州においてごぼう、いちご等に残留基準が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.017 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は小葉周辺性肝細胞脂肪化等) 無毒性量 1.70 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 一般の集団：設定の必要なし フルベンジアミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、ARfD は設定する必要がないと判断した。</p> <p>授乳中の女性：0.15 mg/kg 体重 [設定根拠] 2世代繁殖(ラット・混餌)、1世代繁殖(ラット・混餌)及び発達神経毒性試験(妊娠6日～哺育21日/ラット・混餌)の総合評価(最小毒性量における毒性所見は肝絶対及び比重量増加等) 無毒性量 15.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フルベンジアミドとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="580 320 1434 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>43.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>72.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>38.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>50.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) における摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	43.5	幼小児 (1~6 歳)	72.1	妊婦	38.7	高齢者 (65 歳以上)	50.0
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	43.5										
幼小児 (1~6 歳)	72.1										
妊婦	38.7										
高齢者 (65 歳以上)	50.0										
意見聴取の状況	平成 29 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(子実)/ <0.01,<0.01(未成熟)
そば	10	10	○			1.10,3.24(\$)
大豆	1	1	○	1		
小豆類	1	1	○	1		
えんどう	1	1		1		
そら豆	1	1		1		
その他の豆類	1	1		1		
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
てんさい	0.05		申			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02 (はつかだいこんの根)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			1.81,5.20 (はつかだいこんの葉)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.04,0.06(\$)
かぶ類の葉	25	25	○			11.8,15.2(\$)
西洋わさび	0.3	0.3	○			0.04,0.06(\$)
はくさい	5	5	○			1.64,2.07
キャベツ	4	4	○	4		
芽キャベツ	4	4	○	4		
ケール	20	25	○			7.59,17.2(\$)(こまつな)、2.34~ 10.6(n=4)(みずな)
こまつな	20	25	○			(こまつな、みずな参照)
きょうな	20	20	○			(こまつな、みずな参照)
チンゲンサイ	5	5	○			2.22,2.86
カリフラワー	4	4	○	4		
ブロッコリー	5	5	○	4		0.87,1.60(\$)
その他のあぶらな科野菜	20	25	○	4		(こまつな、みずな参照)
ごぼう	0.05		申			<0.01,<0.01
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○	7		7.48,9.49(リーフレタス)、 3.77,7.13(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			0.88,1.13
アスパラガス	1	1	○			0.28,0.46
にんじん	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
セロリ	10	5	申	5		4.92,5.26
トマト	2	2	○	2		
ピーマン	3	3	○	0.7		0.46,1.14(\$)
なす	1	1	○			0.24,0.40
その他のなす科野菜	5	5	○	0.7		1.47,2.04(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.2		0.12,0.22(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.2	申	0.2		0.06,0.15
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のうり科野菜	2	2	○	0.2		0.36,0.88(こがうり)
オクラ	2	2	○			0.34,0.98
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	2	2	○	2		
未成熟いんげん	3	3	○	2		0.60,1.36(\$)(#)
えだまめ	5	5	○	2		1.02,2.12
その他の野菜	5	5	○	2		(えだまめ参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.2	0.2	○			0.03,0.03
なつみかんの果実全体	3	3	○			1.02,1.20
レモン	3	3	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	3	3	○			(なつみかん参照)
ライム	3	3	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○			(なつみかん参照)
りんご	1	1	○	0.8		0.37,0.41
日本なし	0.8	1	○	0.8		
西洋なし	0.8	1	○	0.8		
マルメロ	0.8	0.8		0.8		
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ネクタリン	2	2	○	2		
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○	2		
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	2		
うめ	2	2	○	2		0.82,1.00
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		
いちご	2	2	○			0.45,0.82
ブルーベリー	2		申			0.60,0.93
ぶどう	2	2	○	2		0.30~1.07(n=4)
かき	0.7	0.7	○			0.22,0.26
キウイ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
綿実	2	2		1.5		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
くり	0.1	0.1	○	0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	50	50	○	50		
その他のスパイス	10	10	○			2.58,3.16(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	25	25	○			15.2,17.2(しそ(花穂))
牛の筋肉	2	1		2		【推:0.13】
豚の筋肉	2	1		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	1		2		
牛の脂肪	2	2		2		【推:1.15】
豚の脂肪	2	2		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2		2		
牛の肝臓	1	1		1		【推:0.57】
豚の肝臓	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1		
牛の腎臓	1	1		1		【推:0.57】
豚の腎臓	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1		
牛の食用部分	1	1		1		
豚の食用部分	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1		1		
乳	0.1	0.1		0.1		【推:0.097】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)		7		7		※

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留濃度であることを示す

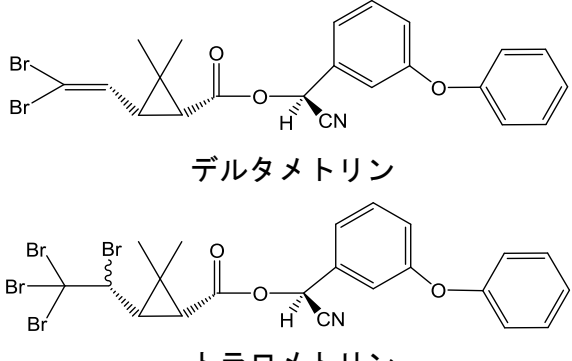
※加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

フルベンジアミド

食品名	残留基準値		
	ppm		
とうもろこし	0.05		
そば	10		
大豆	1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。	
小豆類 ^{注1)}	1		
えんどう	1		
そら豆	1		
その他の豆類 ^{注2)}	1		
ばれいしょ	0.05	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05		
かんしょ	0.05		
やまいも(長いもをいう。)	0.05		
てんさい	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		
かぶ類の根	0.3		
かぶ類の葉	25		
西洋わさび	0.3		
はくさい	5		
キャベツ	4		
芽キャベツ	4		
ケール	20		
こまつな	20		
きょうな	20		
チンゲンサイ	5		
カリフラワー	4		
ブロッコリー	5		
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	20		
ごぼう	0.05		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15		
ねぎ(リーキを含む。)	3		
アスパラガス	1		
にんじん	0.3		注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
セロリ	10		
トマト	2		
ピーマン	3		
なす	1		
その他のなす科野菜 ^{注4)}	5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5		
すいか	0.05		
メロン類果実	0.05		
その他のうり科野菜 ^{注5)}	2		
オクラ	2		
しょうが	0.05		
未成熟えんどう	2		
未成熟いんげん	3		
えだまめ	5		

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他の野菜 ^{注6)}	5	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.2	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	3	
レモン	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	
グレープフルーツ	3	
ライム	3	
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	3	
りんご	1	注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パンパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.8	
西洋なし	0.8	
マルメロ	0.8	
もも	0.05	注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ネクタリン	2	
あんず(アピコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	2	
ブルーベリー	2	
ぶどう	2	注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
かき	0.7	
キウイ	0.05	
その他の果実 ^{注8)}	0.1	
綿実	2	
ぎんなん	0.1	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 ^{注9)}	0.1	
茶	50	注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注10)}	10	
その他のハーブ ^{注11)}	25	注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の筋肉	2	
豚の筋肉	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	2	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
牛の脂肪	2	
豚の脂肪	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
牛の肝臓	1	
豚の肝臓	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
牛の腎臓	1	
豚の腎臓	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
牛の食用部分 ^{注13)}	1	
豚の食用部分	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
牛の食用部分 ^{注13)}	1	
豚の食用部分	1	注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	
乳	0.1	

デルタメトリン及びトラロメトリン (Deltamethrin and Tralomethrin)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p style="text-align: center;">デルタメトリン</p> <p style="text-align: center;">トラロメトリン</p>
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤
作用機構	トラロメトリンは、ピレスロイド系の殺虫剤である。デルタメトリンはトラロメトリンの代謝物であり、トラロメトリンと同様にピレスロイド系の殺虫剤である。神経膜のナトリウムイオンチャネルに作用してイオン透過性を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適応病害虫等	りんご／アブラムシ類 等
我が国の登録・承認状況	農薬：ばれいしょ、たまねぎ等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：承認されていない。
諸外国の状況	<p>①デルタメトリン JMPRにおける毒性評価が行われ、1982年にADIが、2000年にARfDが設定されている。国際基準はりんご、トマト、牛等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、たまねぎ、牛等に、カナダにおいてきゅうり、トマト、牛等に、EUにおいてぶどう、いちご、牛等に、豪州においてキャベツ、トマト、牛等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ、ぶどう、牛等に基準値が設定されている。</p> <p>②トラロメトリン JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれにおいても基準値は設定されていない。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>(1) デルタメトリン ADI:0.01 mg/kg 体重/day 〔設定根拠①〕 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌)。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

[設定根拠②] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口、毒性所見は認められなかった）

無毒性量 1 mg/kg 体重/day

安全係数 100

[設定根拠③] 2年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌、最小毒性量における毒性所見は歩行運動障害等）

無毒性量 1 mg/kg 体重/day

安全係数 100

ARfD: 0.01 mg/kg 体重

[設定根拠] 13週間 亜急性毒性試験（イヌ・カプセル経口、最小毒性量における毒性所見は瞳孔拡張等）

無毒性量 1 mg/kg 体重/day

安全係数 100

（2）トラロメトリン

ADI: 0.0075 mg/kg 体重/day

[設定根拠①] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・強制経口。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等）

無毒性量 0.75 mg/kg 体重/day

安全係数 100

[設定根拠②] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄マウス・強制経口。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は皮膚炎等）

無毒性量 0.75 mg/kg 体重/day

安全係数 100

ARfD: 適切なエンドポイントがないため、急性参照用量（ARfD）は設定されなかった。

（3）総合評価（デルタメトリン及びトラロメトリンのグループとして）

①ADI

トラロメトリンで設定した ADI

ADI : 0.0075 mg/kg 体重/day

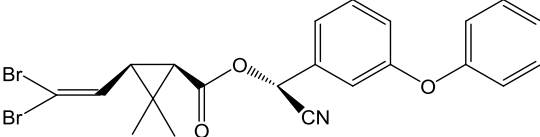
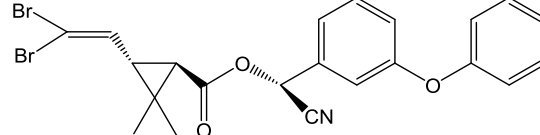
両者の総合的な評価として、毒性のより強く現れるトラロメトリンに基づく評価を適用するのが適当であると判断し、トラロメトリンで設定した 0.0075 mg/kg 体重/day をデルタメトリン及びトラロメトリンのグループ ADI と設定した。

②ARfD

デルタメトリンで設定した ARfD

ARfD : 0.01 mg/kg 体重

トラロメトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響については適切なエンドポイントがなく、仮にマウスを用いたトラロメトリンの急性毒性試験における最小作用量である 27.4 mg/kg 体重に所見（間代性痙攣）の重篤度を考慮して追加の安全係数 10 を適用してもデルタメトリンの ARfD を下回ることはないと考えられるため、デルタメトリンのイヌを用いた亜急性毒性試験に基づく評価を適用するのが適当であると判断し、デルタメトリンで設定した 0.01 mg/kg 体重をデルタメトリン及びトラロメトリンのグループ ARfD と設定した。

<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：デルタメトリン、トラロメトリン、代謝物 CR 【α-<i>R</i>-デルタメトリン】及び代謝物 CT【トランスデルタメトリン】とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 CR</p>  <p>代謝物 CT</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 801 1433 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>40.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>24.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17 年~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	22.5	幼小児 (1~6 歳)	40.9	妊婦	19.9	高齢者 (65 歳以上)	24.3
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	22.5										
幼小児 (1~6 歳)	40.9										
妊婦	19.9										
高齢者 (65 歳以上)	24.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		1.0				
小麦	2	1.0		2		
大麦	2	1.0		2		
ライ麦	2	1.0		2		
とうもろこし	0.02	1.0		0.02		
そば	2	1.0		2		
その他の穀類	2	1.0		2		
大豆	1	0.1		1		
小豆類	1	0.1		1		
えんどう	1	0.1		1		
そら豆	1	0.1		1		
らっかせい		0.1				
その他の豆類	1	0.1		1		
ばれいしょ	0.02	0.05	○	0.01		<0.004, <0.004
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.05	○			<0.004, <0.004
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.5	○	0.01	0.2	米国 【<0.05~0.11(n=5)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	2	0.5	○	2		
かぶ類の根	0.2	0.5			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
かぶ類の葉	2	0.5		2		
西洋わさび	0.2	0.5			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
クレソン	2	0.5		2		
はくさい	0.5	0.5	○	2		0.034,0.102(\$)
キャベツ	0.1	0.5	○			0.018,0.023
芽キャベツ	0.1	0.5		0.1		
ケール	2	0.5	○	2		
こまつな	2	0.5	○	2		
きょうな	2	0.5	○	2		
チンゲンサイ	2	0.5	○	2		
カリフラワー	0.1	0.5		0.1		
ブロッコリー	0.2	0.5	○	0.1		0.04,0.05
その他のあぶらな科野菜	2	0.5	○・申	2		
ごぼう	0.2	0.5			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
サルシフィー	0.2	0.5			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
アーティチョーク	0.5	0.5			0.5	米国 【0.197~0.400(n=3)(米国)】
チコリ	2	0.5		2		
エンダイブ	2	0.5		2		
しゅんぎく	2	0.5		2		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	0.5	○	2		0.12,0.18
その他のきく科野菜	2	0.5		2		
たまねぎ	0.05	0.5	○	0.05		
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.5		0.2		
にんにく		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス	0.05	0.5	○			<0.01,0.01
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん	0.2	0.5	○	0.02	0.2	米国 【0.012~0.118(n=8)(米国)】
パースニップ	0.2	0.5			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
パセリ		0.5				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜	0.2	0.5			0.2 米国	【米国だいこん類の根参照】
トマト	0.3	0.5		0.3		
ピーマン	0.3	0.5			0.3 米国	【0.018~0.054(n=6)(米国)】
なす	0.3	0.5	○		0.3 米国	【米国ピーマン参照】
その他のなす科野菜	2	0.5		2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.5	○	0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.5		0.2		
しろり	0.2	0.5		0.2		
すいか	0.02	0.5	○			<0.004, 0.004
メロン類果実	0.03	0.5	○			<0.008, <0.008
まくわり		0.5				
その他のうり科野菜	2	0.5		2		
ほうれんそう		0.5		2		
たけのこ		0.5				
オクラ	0.3	0.5			0.3 米国	【米国ピーマン参照】
しょうが	0.02	0.5	○			<0.003, 0.003
未成熟えんどう	0.5	0.5	○	0.2		0.061, 0.068, 0.152
未成熟いんげん	0.2	0.5		0.2		
えだまめ	0.2	0.5		0.2		
マッシュルーム	0.05	0.5		0.05		
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜	2	0.5	○	2		
みかん	0.02	0.5	○			<0.004, <0.004
なつみかんの果実全体	0.3	1.0	○	0.02		0.068, 0.091
レモン	0.5	1.0	○	0.02		(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	1.0	○	0.02		(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.5	1.0	○	0.02		(すだち、かぼす参照)
ライム	0.5	1.0	○	0.02		(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.5	1.0	○	0.02		0.061, 0.102(\$)(すだち、かぼす)
りんご	0.3	0.5	○	0.2		0.038~0.106(\$)(n=6) (りんご、なし)
日本なし	0.3	0.5	○			0.038~0.106(\$)(n=6) (りんご、なし)
西洋なし	0.3	0.5	○			0.038~0.106(\$)(n=6) (りんご、なし)
マルメロ	0.2	0.5			0.2 米国	【米国なし<0.05-0.13(n=12)】
びわ	0.02	0.5	○			<0.008, <0.008
もも	0.02	0.5	○			<0.004, <0.004
ネクタリン	0.3	0.5	○	0.05		0.038, 0.053(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.5	○			0.018, 0.027(\$)
すもも(プルーンを含む。)	0.07	0.5	○	0.05	0.07 EU	【<0.01~0.04(n=13)(EU)】
うめ	0.5	0.5	○			0.106, 0.167
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.5	○			0.033, 0.038
いちご	0.2	0.5		0.2		
ラズベリー	0.3	0.5	○			0.08, 0.09
ブラックベリー	0.1	0.5			0.1 EU	【EUラズベリー(<0.02~ 0.04(n=4)】
ブルーベリー	0.3	0.5	○			<0.04, 0.06(\$)
クランベリー		0.5				
ハックルベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	0.7	0.5	○・甲	0.2		0.008~0.272\$(n=4)
かき	0.3	0.5	○			<0.006~0.129(n=4)
バナナ		0.5				
キウイ	0.03	0.5	○			0.005, 0.006
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.5				
その他の果実	1	0.5	○	1		
ひまわりの種子	0.05	0.5		0.05		
ごまの種子		0.5				
べにばなの種子		0.5				
綿実	0.04	0.5			0.04 米国	【<0.02(n=6)(米国)】
なたね	0.2	0.5		0.2		
その他のオイルシード	0.2	0.5			0.2 カナダ	【カナダなたね(0.0459(n=6))】
ぎんなん	0.1	0.5			0.1 米国	【米国ペカン・アーモンド参照】
くり	0.1	0.5			0.1 米国	【米国ペカン・アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.5			0.1 米国	【<0.025(n=5)(米国)】
アーモンド	0.1	0.5			0.1 米国	【<0.02(n=5)(米国)】
くるみ	0.1	0.5		0.02	0.1 米国	【米国ペカン・アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.1	0.5		0.02	0.1 米国	【米国ペカン・アーモンド参照】
茶	5	10	○	5		
コーヒー豆		2.0				
カカオ豆		0.05				
ホップ		5.0				
その他のスパイス	2	1	○	0.5		0.543,0.726(みかんの果皮)
その他のハーブ	0.5	0.5	○			0.18,0.19(みずな参照)
牛の筋肉	0.5	0.03		0.5		推:<0.03
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5		推:<0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.03		0.5		(牛及び豚の筋肉参照)
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		推:0.186
豚の脂肪	0.5	0.5		0.5		推:<0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5		0.5		(牛及び豚の脂肪参照)
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		推:<0.03
豚の肝臓	0.03	0.03		0.03		推:<0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		(牛及び豚の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		推:<0.03
豚の腎臓	0.03	0.03		0.03		推:<0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		(牛及び豚の腎臓参照)
牛の食用部分	0.05	0.08				(牛の肝臓及び腎臓参照)
豚の食用部分	0.03	0.01				(豚の肝臓及び腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.08				(牛肝臓及び腎臓参照)
乳	0.05	0.03		0.05		推:0.018
鶏の筋肉	0.1	0.03		0.1		推:<0.02
その他の家きんの筋肉	0.1	0.04		0.1		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.5	0.1		0.5		推:0.09
その他の家きんの脂肪	0.5	0.1		0.5		(鶏の脂肪参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.05	0.02		0.05		推:<0.02
その他の家きんの肝臓	0.05	0.02		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.05	0.02		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.05	0.02		0.05		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.05	0.02		0.05		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		推:<0.02
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03		
魚介類		0.03				
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.03	0.03		0.03		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.01				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.01				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.01				
小麦粉(全粒粉に限る。)	2	2		2		
小麦粉(全粒粉を除く。)		0.3		0.3		※
小麦ふすま		5		5		※

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留濃度であることを示す

※加工食品である小麦粉(全粒粉を除く。)、小麦ふすまについては、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が、当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦粉(全粒粉を除く。)の加工係数を0.91、小麦ふすまの加工係数を3.3と算出している。

デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	残留基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	2 2 2 0.02 2 2	今回基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン(トラロメトリンから変換されたデルタメトリンを含む)、トラロメトリンをデルタメトリンに換算したもの、代謝物CR【(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-3-(ジブロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものと及び代謝物CT【(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S,3S)-3-(ジブロモビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものの和をいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 その他の豆類 ^{注3)}	1 1 1 1 1	
ばれいしょ やまいも(長いもをいう。)	0.02 0.02	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.2 2 0.2 2 0.2 2 0.5 0.1 2 2 2 2 0.1 0.2 2	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。 注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.2 0.2 0.5 2 2 2 0.5 2	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス	0.05 0.2 0.05	
にんじん パースニップ その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.2 0.2 0.2	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.3 0.3 0.3 2	注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	

食品名	残留基準値
	ppm
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
しろりり	0.2
すいか	0.02
メロン類果実	0.03
その他のうり科野菜 ^{注8)}	2
オクラ	0.3
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.5
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
マッシュルーム	0.05
その他の野菜 ^{注9)}	2
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.5
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.2
びわ	0.02
もも	0.02
ネクタリン	0.3
あんず(アプリコットを含む。)	0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.07
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	0.2
ラズベリー	0.3
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.3
ぶどう	0.7
かき	0.3
キウイ	0.03
その他の果実 ^{注11)}	1
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.04
なたね	0.2
その他のオイルシード ^{注12)}	0.2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1

注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

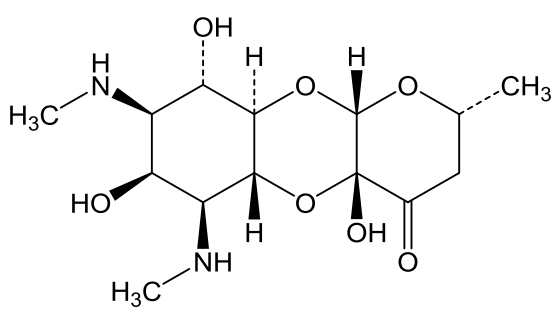
注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
茶	5	注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注14)}	2	
その他のハーブ ^{注15)}	0.5	
牛の筋肉	0.5	注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.5	
牛の脂肪	0.5	注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	
牛の腎臓	0.05	
豚の腎臓	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	
牛の食用部分 ^{注17)}	0.05	注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	
乳	0.05	
鶏の筋肉	0.1	注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.1	
鶏の脂肪	0.5	
その他の家きんの脂肪	0.5	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.03	
その他の家きんの卵	0.03	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.03	
小麦粉(全粒粉に限る。)	2	

スペクチノマイシン (Spectinomycin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗生物質										
作用機構	<p><i>Streptomyces spectabilis</i>から生産されるアミノグリコシド系の抗生物質である。グラム陰性菌に対して高い抗菌活性が知られている。真正細菌のリボソーム 30S サブユニットに作用し、タンパク質合成を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。</p> <p>国内では、動物用医薬品としての承認はないが、ヒトの淋菌感染症に対する医薬品として使用されている。</p> <p>海外では、牛、豚、羊、山羊及び鶏の細菌性呼吸器感染症や腸管感染症に対する治療薬として使用されている。</p>										
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。										
諸外国の状況	<p>JECFAにおけるリスク評価が行われ、1994年にADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、鶏等に、カナダにおいて鶏に、EU及び豪州において牛、豚等に、ニュージーランドにおいて羊に基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>①毒性学的 ADI：スペクチノマイシンは、経口投与ではほとんどが体内に吸収されず、毒性試験において顕著な毒性がみられなかったことから、毒性学的影響より微生物学的影響を用いて ADI を特定することが適切であると考えられた。</p> <p>②微生物学的 ADI：0.053 mg/kg 体重/day</p> <p>③ADI の設定について スペクチノマイシンの ADI は <u>0.053 mg/kg 体重/day</u> と設定することが適切であると判断された。</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：スペクチノマイシンとする。</p>										
暴露評価	<p>長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1881 1436 2116"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>42.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1歳以上)	17.4	幼小児 (1~6歳)	42.7	妊婦	22.2	高齢者 (65歳以上)	12.9
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1歳以上)	17.4										
幼小児 (1~6歳)	42.7										
妊婦	22.2										
高齢者 (65歳以上)	12.9										

意見聴取の状況	平成 29 年 10 月 26 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5		
羊の筋肉		0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.7		0.5		
牛の脂肪	2	2.0		2		
豚の脂肪	2	2.0		2		
羊の脂肪		2.0		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	0.5		2		
牛の肝臓	2	2.0		2		
豚の肝臓	2	2.0		2		
羊の肝臓		2.0		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	1		2		
牛の腎臓	5	5.0		5		
豚の腎臓	5	5.0		5		
羊の腎臓		5.0		5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	1		5		
牛の食用部分	5	1				【牛の腎臓の基準値参照】
豚の食用部分	5	1				【豚の腎臓の基準値参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	1				【その他の陸生哺乳類に属する動物の腎臓の基準値参照】
乳	0.2	0.2		0.2		
鶏の筋肉	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの筋肉	0.5	0.5				【鶏の筋肉の基準値参照】
鶏の脂肪	2	2.0		2		
その他の家きんの脂肪	2	0.3				【鶏の脂肪の基準値参照】
鶏の肝臓	2	2.0		2		
その他の家きんの肝臓	2	0.7				【鶏の肝臓の基準値参照】
鶏の腎臓	5	5.0		5		
その他の家きんの腎臓	5	2				【鶏の腎臓の基準値参照】
鶏の食用部分	5	0.4				【鶏の腎臓の基準値参照】
その他の家きんの食用部分	5	0.6				【鶏の腎臓の基準値参照】
鶏の卵	2	2.0		2		
その他の家きんの卵	2	2				【鶏の卵の基準値参照】
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.3				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.3				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.3				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.3				
魚介類(貝類に限る。)		0.3				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.3				
その他の魚介類		0.3				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

スペクチノマイシン

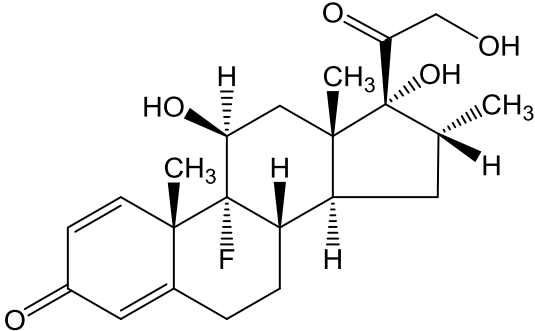
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	2
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	5
豚の腎臓	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5
牛の食用部分 ^{注2)}	5
豚の食用部分	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5
乳	0.2
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	2
その他の家きんの脂肪	2
鶏の肝臓	2
その他の家きんの肝臓	2
鶏の腎臓	5
その他の家きんの腎臓	5
鶏の食用部分	5
その他の家きんの食用部分	5
鶏の卵	2
その他の家きんの卵	2

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きん類に属する動物のうち、鶏以外のものをいう。

デキサメタゾン (Dexamethasone)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	動物用医薬品／合成副腎皮質ホルモン										
作用機構	糖質コルチコイドの合成副腎皮質ホルモンであり、グルココルチコイド受容体にリガンドとして結合し、炎症反応、免疫系、糖新生等に関与するタンパク質の遺伝子発現を調節することにより、抗炎症作用、免疫抑制作用、血糖上昇作用等を示すと考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品：牛及び馬を対象動物として承認されている。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価が行われ、2008 年に ADI が設定されている。国際基準は牛、豚、馬及び乳に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において牛、豚、馬等に、豪州において牛、豚、馬等に、ニュージーランドにおいて肉類及び可食臓器に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.01 µg/kg 体重/day [設定根拠] 90 日間 内分泌毒性に関する試験(雌ラット・強制経口、最小毒性量における毒性所見は白血球数の減少等) 無毒性量 1 µg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：デキサメタゾンとする。										
暴露評価	長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="580 1653 1433 1877"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>63.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.4</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	17.5	幼小児 (1~6 歳)	63.5	妊婦	22.7	高齢者 (65 歳以上)	13.4
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	17.5										
幼小児 (1~6 歳)	63.5										
妊婦	22.7										
高齢者 (65 歳以上)	13.4										
意見聴取の状況	平成 29 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.001	0.04	○	0.001		【<0.0005(n=4)(最終投与後4日)】
豚の筋肉	0.001	0.04		0.001		【<0.0005(n=4)(最終投与後8日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.001	0.04	○			【<0.0007(n=4)(最終投与後3日)(馬)】
牛の脂肪	0.001	0.02	○			【<0.0005(n=4)(最終投与後4日)】
豚の脂肪	0.001	0.02				【<0.0005(n=4)(最終投与後8日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.001	0.04	○			【<0.0005(n=4)(最終投与後3日)(馬)】
牛の肝臓	0.002	0.04	○	0.002		【0.0026(n=4)(投与後4日)】※
豚の肝臓	0.002	0.04		0.002		【<0.00025(n=4)(最終投与後8日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.002	0.04	○			【0.0025(n=4)(投与後3日)(馬)】※
牛の腎臓	0.001	0.04	○	0.001		【0.0009(n=4)(投与後4日)】
豚の腎臓	0.001	0.04		0.001		【<0.0005(n=4)(投与後8日)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.001	0.04	○			【0.00013(n=4)(投与後3日)(馬)】
牛の食用部分	0.002	0.02	○			(牛の肝臓の基準値参照)
豚の食用部分	0.002	0.02				(豚の肝臓の基準値参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.002	0.06	○			(その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の基準値参照)
乳	0.0003	0.02	○	0.0003		【<0.00025(n=8)(投与後56時間)】
鶏の筋肉	不検出	0.01				
その他の家さんの筋肉	不検出	0.01				
鶏の脂肪	不検出	0.01				
その他の家さんの脂肪	不検出	0.01				
鶏の肝臓	不検出	0.01				
その他の家さんの肝臓	不検出	0.01				
鶏の腎臓	不検出	0.01				
その他の家さんの腎臓	不検出	0.01				
鶏の食用部分	不検出	0.01				
その他の家さんの食用部分	不検出	0.01				
鶏の卵	不検出	不検出				
その他の家さんの卵	不検出	不検出				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		不検出				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		不検出				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		不検出				
魚介類(その他の魚類に限る。)		不検出				
魚介類(貝類に限る。)		不検出				
魚介類(甲殻類に限る。)		不検出				
その他の魚介類		不検出				
はちみつ		不検出				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

※ EUにおける休薬期間は8日間である。投与後3日又は4日の残留試験成績、その他の時点での残留試験成績及び休薬期間を考慮して基準値案を設定した。

デキサメタゾンのADI(0.01 µg/kg 体重/day)がポジティブリスト制度導入時に一律基準を検討した際の根拠である暴露量の目安(1.5 µg/day:50 kg 体重換算のADIとして0.03 µg/kg 体重/day)を下回っていることから、家さん由来の畜産物については不検出とした。

デキサメタゾン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.001
豚の筋肉	0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.001
牛の脂肪	0.001
豚の脂肪	0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.001
牛の肝臓	0.002
豚の肝臓	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.002
牛の腎臓	0.001
豚の腎臓	0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.001
牛の食用部分 ^{注2)}	0.002
豚の食用部分	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.002
乳	0.0003
鶏の筋肉	不検出
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	不検出
鶏の脂肪	不検出
その他の家きんの脂肪	不検出
鶏の肝臓	不検出
その他の家きんの肝臓	不検出
鶏の腎臓	不検出
その他の家きんの腎臓	不検出
鶏の食用部分	不検出
その他の家きんの食用部分	不検出
鶏の卵	不検出
その他の家きんの卵	不検出

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。